

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/>

目次

- P2 高知市長に意見書を提出 ～地域農業の振興・発展に向けて～
農地の貸借手続きが変わります ～利用権設定による貸借の廃止～
- P3 農地銀行、農地に関する色々な手続きをご案内
- P4 今こそ！農業者年金への加入を！
全国農業新聞を購読しませんか

年頭のごあいさつ



高知市農業委員会
会長 大野 哲



令和7年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年の元日に発生いたしました能登半島地震では、多くの尊い生命が失われるとともに、甚大なる被害が発生いたしました。近い将来必ず発生するとされている南海トラフ地震に備える高知市に住む者として、他人事とは思えず、被災地の一日も早い復旧・復興を願うばかりです。

ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化、近年にない大幅な円安等により、エネルギーや穀物などの諸物価が高騰し、国民生活は極めて困難な状況にあります。農業の分野においても、肥料・飼料をはじめとした生産資材価格が高騰し、営農の継続すら危ぶまれる状況にあります。

政府は、農業・農村政策の基本的方向性を指し示す「食料・農業・農村基本法」を昨年6月に四半世紀ぶりに初めて改正いたしました。

これを受けて、消費者には安全と安心を、生産者には夢と希望の持てる、農政の今後概ね5年間の方針を定める「食料・農業・

農村基本計画」を本年3月に閣議決定するとしております。

また、令和5年4月に施行された「改正農業経営基盤強化促進法」等により、「人・農地プラン」が市町村における農地利用の将来計画である「地域計画」として法定化されました。

この「地域計画」は、農業者の高齢化や後継者不足から農業就業人口が急速に減少していることを受けて、残された担い手が経営しやすい環境を整えていくという取組で、農地の出し手と受け手の意向把握をもとに、各地域での話し合いを積極的に進め、期限である本年3月末までに策定することとしております。

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期も折り返しを迎えますが、農業を取り巻く環境が急激に変化する中、地域の農業者の代表として、引き続き、連携して取り組んでまいりますので、今後とも当委員会へのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

高知市長に意見書を提出 ～地域農業の振興・発展に向けて～

令和6年10月24日、高知市農業委員会は「令和7年度における高知市農業施策等に関する意見書」を高知市長に手渡しました。意見書の主な内容は、次のとおりです。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

- ・行政主導による農地の集約と基盤整備の推進
- ・農道及び用排水路の機能維持に対する支援
- ・有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進
- ・多様な就農希望者を対象とした支援制度の拡充

2 高知市の農業発展に関する要望

- ・農業用機械等の導入・更新に対する支援拡充
- ・女性農業者が活躍できる環境づくり
- ・市街化区域内農地の有益性を踏まえた生産緑地制度の周知
- ・農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援
- ・雇用による就農者育成に取り組む農業法人等への支援
- ・放置された農業用燃油タンクの防災対策への支援
- ・南海トラフ地震に対する事前復興計画の検討
- ・中山間地域における農業・林業に対する複合的な支援

意見書(全文)は、高知市農業委員会事務局のホームページに掲載しております。



3 国・県への要望

- ・農産物の適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくり
- ・「食料安全保障の強化」に向けた農業の持続的発展のための支援
- ・耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度改正
- ・農薬取締法における農薬登録手続き等の簡素化
- ・外来植物及び外来生物に対する検疫体制の強化
- ・春野地域における新川川流域の治水対策

農地の貸借手続きが変わります ～利用権設定による貸借の廃止～

農地を貸借する場合の法手続きとして、主に次の3種類の手続きが利用されております。

- ①農地法第3条許可申請に基づく貸借
- ②貸し手・借り手相互での利用権設定による貸借(貸し手→借り手)⇒**廃止へ**
- ③高知県農業公社(農地中間管理機構)が中間に入る形の中間管理権設定による貸借(貸し手→高知県農業公社→借り手)

【ここが変わります!】

法改正に伴い、「②貸し手・借り手相互での利用権設定による貸借」が廃止されますので、**令和7年2月17日(月)以降は申請できなくなります。**

【経過措置について】

本年度末時点で「②貸し手・借り手相互での利用権設定による貸借」で設定されている貸借の権利は、契約期間が満了するまでは引き続き有効です。

【受付窓口は農業委員会に一本化されます】

「①農地法第3条許可申請に基づく貸借」「③中間管理権設定による貸借」ともに高知市農業委員会事務局が窓口となります。

【中間管理権設定による貸借のご活用を!】

「③中間管理権設定による貸借」では、高知県農業公社が間に入ることにより、貸し手側には「貸借期間が終了すれば自動的に農地が返ってくる。」借り手側には「農地の集約化がサポートされる。」等のメリットがあります。

農地銀行

農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、農地の受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けております。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってもらいたい」などのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和6年11月現在）

（単位：件）

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
朝倉	1	1		2
旭		1		2
鴨田	1	3		1
初月		1		
秦		1		1
一宮		2		1
久重	1			
布師田	10	1	1	
高須	5		2	
五台山	6	3		1
三里	3	4	1	4
長浜	5	11	4	6
介良	2	1	3	1
大津	15	2	2	
鏡	6	6	5	6
土佐山		1	1	1

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
弘岡上	8	3	3	1
弘岡中	8	2	10	
弘岡下	27	4	8	1
西分	6	1	4	
芳原	1	2		4
内ノ谷			3	1
西諸木	2	2	1	
東諸木	17	3	7	1
秋山	19	1	11	1
甲殿	5	2		2
仁ノ	2	1	6	
西畑	7		2	
森山	10	3	1	
平和		1		

ミニミニメモ 農地の手続き

～ 農地に関する
色々な手続きをご案内 ～

①農地法第3条許可申請（農地の売買、贈与、貸借等の許可）

農地の売買・贈与や貸借などの権利の移転・設定を行う場合で、かつ譲受人または借受人が引き続き申請地を農地として耕作する場合の申請手続きです。現在、貸借は別の手続きで申請を行うことが多いので、所有権移転を行う際によく使われる申請となっています。

許可申請ですので、許可できる場合／許可できない場合を定めた要件があります。農地の全てを効率的に利用できるか、農作業に常時従事できるか、周辺の農地利用に悪影響を与える恐れはないか、等の条件に照らして、譲受人等が申請地を適正に耕作できると認められない場合には、不許可となる場合があります。

なお以前は、「申請地を含めて、ある程度の農地を現に耕作していないといけない」という、いわゆる「下限面積」という要件がありましたが、これは令和5年4月1日から撤廃されています。

時折、ご質問をいただきますが、家族間の贈与や、登記が農地以外でも現況が農地の場合なども、農地法第3条の許可を受ける必要がありますのでご注意ください。

⇒今こそ！農業者年金への加入を！



老後を^{いろど}彩る利回り!!

- ・少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」
- ・制度発足以降の22年間（H14年～R5年）の運用利回り※の平均は、年率3.05%

※年金資産の運用実績により変動します。

のうねん基金 老後のゆとりが あります!できます!! 得られます!!!

- ・農業者※なら誰でも入れる「終身年金」
- ・一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助
- ・税制面で大きな優遇措置

※①年間60日以上農業に従事、②65歳未満（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）、③国民年金第1号被保険者であること。



エキサイティング! のうねん基金!!

注：のうねん基金 = 農業者年金基金

【お問い合わせ先】お近くのJAまたは農業委員会事務局 (☎088-823-9484) まで

全国農業新聞を購読しませんか

オールカラーで「見やすい」「分かりやすい」農業総合専門紙です。

◆発行日／毎週金曜日（月4回）

◆購読料／月額700円（送料・税込）で電子版も閲覧可能。

お申込みは、農業委員会事務局 (☎088-823-9484) まで。

